

都道府県域における「こども食堂間の交流機会創出業務」 委託仕様書

1 事業目的

本業務は、地域ネットワーク団体が主催する、こども食堂同士の交流促進事業(本業務における事業対象者へ向けたもの)の実施を通じ、参加するこども食堂間の交流が促されることで、こども食堂運営者のモチベーション向上、不安の軽減が実現されるとともに、事業終了後もこども食堂運営者同士での交流や情報・アイデアの共有が日常的に行われる状態となることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から2024年3月31日まで
ただし、受託期間内に実績報告書の提出までを含む。

3 本業務における対象者

(受託者)

都道府県単位で活動する、複数のこども食堂が参加する地域ネットワーク団体

(事業対象者)

こども食堂の運営者ならびにスタッフ等関係者。

4 業務内容

事業対象者同士の交流が生まれるための交流会や連絡会、講座等の機会を設けることで、事業目的を達成すること。

(1)企画立案

地域およびネットワークの実態に即した企画を、必要に応じて認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ(以下、むすびえ)と協議のうえ計画すること。

①開催日時について

事業対象者の活動実態や状況を踏まえ、集客が見込める日時において計画すること。

②内容について

事業目的の達成につながる内容であること。

・回数や頻度については問わない。

・対面での開催、オンラインでの開催等、実施形態については指定しない。

また企画を考案する際には、事業対象者の日常的な連携先となるような地域の機関や専門家への参加協力の依頼や、むすびえから提供する以下の研修テーマについても考慮すること。

(参考テーマであり、実施内容についてはこれに限定するものではない)

なお、以下のテーマでの交流企画実施を検討されている場合は、むすびえ内で別の補助制度を設けております。別途担当者へおつなぎ致しますので、申請をご検討ください。

<むすびえが講師や企画の紹介を行うテーマの一例>

- 1、MSCワークショップの開催(こども食堂で起きたエピソードをシェアするワークショップ)
 - 2、こども食堂での食品衛生についての講義／実習
 - 3、こども食堂防災研修
(受講対象は運営者のみならず地域の居場所やコミュニティに関わる方を対象とする)
 - 4、こども向けの防災ワークショップ
 - 5、防災食体験
 - 6、こどもとの信頼関係づくりを目的として対話手法を学ぶ
 - 7、こども基本法やこどもの権利について学ぶ
 - 8、こどもが安心安全に過ごせるよう環境を整えるセーフガーディング
 - 9、関係者が一丸となって活動するために「めざす世界」を明確にする【ビジョン・ミッション明確化】
 - 10、やりたいことを実現しながら信頼を得るための「計画」を作る【計画精緻化】
 - 11、こども食堂の事務手続き等を整えて安心できる体制を作る【ガバナンス】
 - 12、助成金を得るために効果的な情報発信の手法を学ぶ【資金調達・情報公開】
- ※それぞれのテーマを扱う補助制度等の利用ならびに申請については、個別お問い合わせください。

交流会と上記1～12のプログラムを併用いただくと相乗効果が期待できますが、両プログラムの実施時間帯・申請内容は分けてください。

<本委託と別の制度を併用いただく際の注意点>

・対象となる例

同じ日の12時-13時に交流会、13時-15時にMSCワークショップを開催する。

・対象外となる例

同じ日の13時-15時に、MSCワークショップと交流会を同時に開催する(補助金と委託費が合算となる)。

※ご不明な点がある場合は、説明会や個別相談の際にご相談ください。

(2)参加者の募集および連絡調整

多くの事業対象者の参加をうながすため、案内の作成や積極的な参加のうながし、申し込みのとりまとめなどを行うこと。

(3)当日運営

参加する事業対象者どうしの交流がうながされるよう、司会進行、開催中の参加者への積極的な声かけ、オンライン開催の場合は会議システムの操作等を行うこと。

(4)アンケートの実施・取りまとめ

交流の機会ごとにアンケートをそれぞれ作成し、配布ならびに回収、集計を行うとともに、集計結果についてはむすびえに共有し、報告書作成時において成果の検証をともに行うこと。

アンケートの項目については、本事業全体の成果測定のためむすびえが指定する項目と、各受託者が地域に応じて独自に設定する項目の2つを含むものとする。

(5)報告会への参加

成果について、「お宝シェア」会議内での報告実施などを検討すること。

本委託の活動報告会を兼ねた「お宝シェア会議」を、2024年2月22日18時～20時において開催いたします。この会議へのご参加ならびに報告の実施は任意ですが、活動発信の機会としてぜひ積極的なご参加をお待ちしています。

(6)実績報告書の提出

本委託業務完了時に、むすびえが指定する様式に基づき、業務内容全体の実施概要、自己評価、今後に対する提案について記載した実績報告書を提出すること。

提出期限は2024年3月31日までとする。

5 その他留意事項

(1)実施体制

- ・受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- ・本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ・実施責任者は、むすびえ担当者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じてむすびえ担当者との堅密な連携、調整を図ること。

(2)委託費の執行について

- ・委託料には、委託事業の実施にかかる一切の費用を含むものとする。
- ・委託料は本事業にのみ使用するものとする。
- ・本委託業務を実施するにあたり、受託者は業務の一部を外部へ再委託することができるものとする。ただし、企画提案書へ再委託内容ならびに再委託先を、見積書へ再委託に係る必要費用について明記すること。
- ・本委託業務の一部を外部へ再委託する場合、事業開始後再委託の契約を行ったのち、再委託の契約書について速やかにむすびえへ提出を行うこと。
- ・委託料の用途を変更する必要があるときは、すみやかにむすびえへ相談すること。
- ・本事業を通じて受託者が取得した備品(10万円以上)のその後の活用について、委託期間の終了後10年間、むすびえからその用途について確認の連絡をする場合がある。

(3)個人情報の取り扱い

本委託業務の実施にあたっては、個人情報の取り扱いに十分注意すること。

(4)著作権等

- ・本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は受託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は受託者において自由に行うことができるものとする。
- ・本業務の実施による成果物は受託者に帰属するものとする。
- ・むすびえによる本事業の成果物の二次利用並びに研究・普及のための利用に関しては、利用範囲等について別途受託者との間で協議を行い、了解を得たうえで使用することができるものとする。

(5)その他

- ・委託業務の実施に当たっては、むすびえと十分協議を行いながら進めること。
- ・むすびえが必要と認めるときは、事業の進捗状況について報告すること。
- ・本仕様書に定めがない事項及び仕様について生じた疑義については、むすびえと受託者で協議のうえ、決定するものとする。
- ・受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、むすびえから提供された資料等及び

むすびえに引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、むすびえの承諾なく複写や複製をしてはならない。また、業務履行後は、むすびえから提供された資料等を速やかに返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。

- ・本事業の委託を通じて知りえた機密情報については、取り扱いに十分留意すること。